出典:日刊建設工業新聞 2006年3月10日(金曜日)

運用型案件増加で対話必要

内閣府PFIセミナー

競争的交渉方式の導入議論

8日に東京都内で行われた内閣府主催のPFIセミナーでパネルディスカッションがあり、競争的交渉方式の導入の必要性と課題が議論された＝写真。病院や刑務所など、内容が複雑な運用重視型PFI案件が増加する中、発注者が真に求めるものを調達できる状況にするには、同方式にみられるような発注者と民間事業者の対話が必要だが、日本には会計法の制約がある上、対話自体が談合だとの批判も受けかねない。批判に耐えられるルールを整備し、PFIに適したプロセスを決めることができれば、同方式が官民にとって良い調達の仕組みになるという意見が出された。

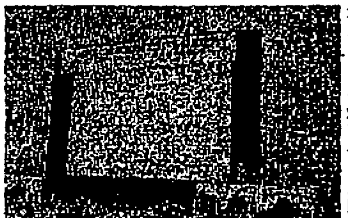

パネルディスカッションは、高橋秀夫日本経団連産業本部長をコーディネーターに進められた。パネリストは、山下公興プライスウォーターハウスクーパース・アドバイザリーシニアアドバイザー、鈴木一海外建設協会常務理事、井熊均日本総合研究所創発戦略センター所長、町田裕彦内閣府PFI推進室参事官。

鈴木氏の説明によると、競争的交渉方式は欧州連合（EU）の新公共調達指令に規定され、各国が導入し始めた新たな調達方式だ。複数の参加者を選定してそれぞれ提案内容について交渉し、交渉結果に応じた微調整を認めた上で、最終提案を求める。民間事業者は発注者の意向を的確に踏まえた提案書が作成でき、発注者には本当に欲しいものが調達できるメリットがあるという。

山下氏によると、これまでのような「ハコ物割賦型」の案件であれば、評価も比較的単純なので、現行の総合評価一般競争入札でもよいが、運用重視型案件が増えてくれば、官民双方の理解のすりあわせが必要になる。運用の比重が高い本格的PFIに関しては、EUの競争的交渉方式などを踏まえ、「官民双方にとってベストなPFIの調達方式を考えるべきだ」と強調した。

意見交換で井熊氏は、「PFIに限らず、わが国では官民のやりとりに慣れていない」と問題提起。運用に当たっては対話の範囲を明確化し、「ここからはやってはいけないという明確なメッセージが必要だ」と述べた。発注者に透明性や公平性が要求される現状では、「対話自体が談合だと批判を受けないよう、ルールや仕組みをどう考えるかが大事になる」とした。

対話を行う場合、他社に情報を漏らさない前提がないと、民間事業者は本当のアイデアを出すのを嫌がる。だが、密室での対話となれば官製談合の温床にもなりかねない。このため鈴木氏は「透明性と情報の機密性をうまく調整し、整理していくかが重要になる」と警鐘を鳴らした。

国内では既に200件を超えるPFI案件で実施方針を公表済み。山下氏は「件数や分野だけでなく、初期投資費用と維持管理費用の比率を含め、内容を評価するべきだ」と主張。町田氏も「検証が必要だ」との考えを示した。競争的対話方式を導入するにしても、まずは現場レベルの問題点を把握する必要がある。内閣府としても広く対話を重ねながら問題点を把握し、PFIの発展につなげていく方針を明らかにした。